# 令和5年度伊勢崎市雇用調整助成金

失業予防と雇用安定のため、国の雇用調整助成金の支給決定を受けた中小企業者を対象に、助成金を交付します。

#### 対象事業者

群馬労働局長から国の雇用調整助成金の支給決定を受けた、伊勢崎市内に事業所を有する中小企業の事業主(NPO法人等を含む)

### 対象経費

- A:雇用調整助成金助成額算定書(※)の基準賃金額に、休業の月間休業等延日数を乗じて得た額から、国の雇用調整助成金の支給決定額を控除した額の5分の2 (教育訓練・出向は除く。)
- B:事業主が、国の雇用調整助成金の申請を社会保険労務士に依頼した場合の費用の5分の4(教育訓練・出向は除く。)

## 補助額

対象経費の「A」と「B」の合計額(限度額:50万円)

#### 申請書類

- ① 伊勢崎市雇用調整助成金交付申請書兼実績報告書
- ② 別紙:対象経費計算書
- ③ 国の雇用調整助成金支給決定通知書の写し※市への申請年度内に受けたもの。
- ④ 国の雇用調整助成金の申請に提出した書類一式の写し
  - a. 支給申請書
  - b. 助成額算定書
  - c. 休業実績一覧表
  - d. 休業協定書
  - e. 支給要件確認申立書
    - ※国へ提出した支給申請書が「小規模事業主様式」の場合は<u>「a·c·e」</u>のみ。 国へ提出した支給申請書が「小規模事業主様式」<u>以外</u>の場合は<u>「a·b·d」</u>のみ。
- ⑤ 社会保険労務士への支払いの完了を確認できるもの [領収書の写し] ※対象経費「B」に該当する場合。
- ⑥ 伊勢崎市雇用調整助成金交付請求書
- ⑦ 助成金の振込先口座が確認できるもの [通帳の写し]

【注意】①②⑥は、市ホームページからダウンロードできます。

このほか、審査に必要な書類の提出をお願いする場合があります。

市への申請後、国の雇用調整助成金の変更や取消等が発生した場合は、速やかに商工労働課までご連絡ください。

# 申請・問い合わせ

申請は、1事業所当たり1年度につき1回です。 また、詳細は市ホームページに掲載してありますので、申請前*にご*確認ください。

**商工労働課(伊勢崎市役所 北館2階)** 電話: 0270-27-2755

国の雇用調整助成金については、ハローワーク伊勢崎(伊勢崎公共職業安定所)へお問い合わせください。

八ローワーク伊勢崎 電話: 0270-23-8609 伊勢崎市太田町554-10